

自己評価結果等の公表について（障害児通所支援）

児童発達支援及び放課後等デイサービスを実施する事業所（センター含む）は、指定基準第26条に基づき、当該障害児通所支援の質の評価及び改善を行い、その内容（自己評価結果等）をインターネットの利用その他の方法により、おおむね1年に1回以上公表しなければいけません。

指定基準に基づき自己評価結果等の公表を適切に実施していない場合、自己評価結果等未公表減算（以下「減算」という。）の対象となります。

○減算の割合

基本報酬（児童指導員等配置加算含む）の15%

○減算の適用期間

報酬告示留意事項通知による規定（第二の1の(8)）

… 届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで

(1) 届出がされていない月

届出は、障害福祉サービス等情報公表システムを用いて行います。毎年度4月1日時点の情報を報告する際、最新の自己評価結果等の公表の有無及び公表場所を入力してください。公表の有無が「無」の場合や公表場所の確認ができない場合は、減算の対象となります。

※新規指定後おおむね1年を経過していない事業所は、自己評価結果等の公表の有無が「無」の場合も、減算は適用されません。この場合、自己評価結果等の公表を行った時点で、情報公表システムにより別途報告をお願いします。

(2) 届出がされていない状態が解消されるに至った月

減算が適用となった場合、県に対して速やかに、自己評価結果等未公表減算の届け出を行ってください。

減算を解消するためには、自己評価結果等の公表を実施し、当該公表内容（公表年月日、公表方法及び公表した資料など）を別途届け出る必要があります。

当該届出の内容が認められた場合に、届出月の翌月から減算が解消されます。

○公表にあたっての留意事項

- ・ 公表資料には、いつ公表したか分かるよう、公表年月日を記載してください。
- ・ 自己評価及び自己評価結果等の公表は、毎年度実施しなければいけません。
- ・ 情報公表システムによる報告は、毎年5月8日から7月31日までの間に行ってください。